

令和4年11月29日招集

第6回若桜町議会臨時会会議録

(令和4年11月29日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第70号 専決第7号	専決処分の承認について 若桜迎賓館の設置及び管理に関する条例の廃止について	原案承認
2	議案第71号 専決第8号	専決処分の承認について 特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	原案承認
3	議案第72号	令和4年度若桜町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
4	議案第73号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
5	議案第74号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
6	議案第75号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
7	議案第76号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
8	議案第77号	若桜町使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
9	議案第78号	若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
10	議案第79号	氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
11	議案第80号	若桜駅駅ナカ店舗の設置及びに関する条例等の一部改正について	原案可決
12	議員提出議案 第8号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

令和4年第6回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和4年11月29日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番	前 住 孝 行	10 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	7 番	川 上 守
	2 番	森 田 二 郎	8 番	中 尾 理 明
	3 番	梶 原 明	9 番	小 林 誠
	4 番	山 本 安 雄	10 番	山 根 政 彦
	5 番	前 住 孝 行		
欠 席 議 員	6 番	山 本 晴 隆		
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	町 民 課 長	下石 裕美
	総 務 課 長	山口由企夫	経 済 産 業 課 長	中島 毅彦

会議の顛末

本会議（11月29日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和4年第6回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において梶原明議員、森田二郎議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第70号 専決処分の承認について、専決第7号 若桜迎賓館の設置及び管理に関する条例の廃止について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第70号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした

案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第70号 専決第7号の、若桜迎賓館の設置及び管理に関する条例について、でございますが、これは、使用賃借契約解除による管理の終了に伴い、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第71号 専決処分の承認について、専決第8号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第71号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第71号 専決第8号の、特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、指定管理者選定委員会の委員組織に、学識経験者を有するものを新たに定めたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。
ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（質疑なし）
質疑なしと認めます。

日程第5

議案第72号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第5号）、議案第73号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第72号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、歳出予算におきまして、物価高騰による町民への経済支援策として、商工費に2,951万3千円、衛生費及び土木費におきまして、若桜町簡易水道事業、若桜町公共下水道事業への繰出金354万2千円を追加し、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を、各科目合計110万8千円減額するもので、それらの財源としては、各科目及び、予備費において更正をするもので、歳入歳出予算の総額につきまして、変更ございません。

続きまして、議案第73号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,955万円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金で、歳出は、総務費の人件費に充てるもの

でございます。

続きまして、議案第74号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,708万円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金で、歳出は、総務費の人件費に充てるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。
質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。
（質疑なし）
質疑なしと認めます。

日程第6

議案第75号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第76号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第75号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、本年8月8日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第76号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは議案第75号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準

じて、給与表及び勤勉手当支給月数を改定することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第77号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第77号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、霊柩自動車運行事業の廃止に伴い、該当部分を削除するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第78号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第79号 氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第80号 若桜駅前ナカ店舗の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第78号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設及び氷ノ山高原の宿氷太くんの効果的な管理運営を図るために、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号 氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第78号と同様に、効果的な管理運営を図るために、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第80号 若桜駅前ナカ店舗の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、でございますが、これは、指定管理者に管理させることのできる施設において、事業者の経営能力の発揮の機会を確保するために、各条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時44分 休憩

（全員協議室にて議案の詳細説明）

午前11時00分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第70号 専決処分の承認について、専決第7号 若桜迎賓館の設置及び管理に関する条例の廃止について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり承認されました。

議案第71号 専決処分の承認について、専決第8号 特別職の職員等で非常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり承認されました。

議案第72号 令和4年度若桜町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり
可決されました。

議案第78号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの
里施設の設置及び管理に関する条例の一部改
正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり
可決されました。

議案第79号 氷ノ山高原の宿氷太くんの設
置及び管理に関する条例の一部改正について、
を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり
可決されました。

議案第80号 若桜駅ナカ店舗の設置及び
管理に関する条例等の一部改正について、を
議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり
可決されました。

日程第9

議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議
員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員(川上守)

議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議
員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14の規定により提出する。

令和4年11月29日提出。

提出者、若桜町議会議員、川上守。賛成者、若桜町議会議員、小林誠同じく梶原明。

若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、100分の162.5とするを、改正後の100分の165とするに改正をいたすものであります。

附則につきましては、この条例は令和4年12月1日から施行するという事になっております。よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回若桜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時13分 閉会